

自立支援医療(精神通院医療)の  
自己負担上限額が月額 20,000 円となっている方へ  
経過的特例の延長のお知らせです

平成30年3月31日まで経過的特例として実施されていた制度が、  
平成33年3月31日まで延長されました。

自立支援医療(精神通院医療)において、一定以上の所得の世帯に属し「重度かつ継続」に該当する場合は、負担上限額が月額 20,000 円となっています。この取扱いは、平成30年3月31日までとされていましたが、政令改正により、平成33年3月31日まで延長となりました。

●今後の取り扱いについて●

現在お持ちの受給者証の有効期間をご確認ください。

1. 受給者証の有効期間の始期が平成29年5月1日以降の方について

○現在お持ちの受給者証の有効期間については、平成30年3月31日までと期間を短縮して交付しておりますが、受給者証の外枠下方に「有効期間について 経過的特例が延長された場合、平成〇〇年△△月□□日までとする。」と経過的特例が延長になった場合の有効期限を表示しておりますので、現在お持ちの受給者証はそのまま延長後の有効期限まで使用することができます。(裏面参照)

2. 継続申請について

○現在お持ちの受給者証の継続の申請は、延長後の有効期限の3ヶ月前から行うことができますので、お住まいの市町村へ申請してください。

●お問い合わせ●…不明な点がありましたら、お住まいの市町村の  
自立支援医療(精神通院医療)担当課へご相談ください。